

令和元年第3回臨時会（第1号）

令和元年10月21日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第57号 大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の一部変更について
日程第 4 議案第58号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第6号）
日程第 5 議員の派遣について

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 俊 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
経 済 部 長	青 山 芳 弘	総務部総務財政課長	倍 楼 司
経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司		

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
---------	-------	-------------	---------

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

2番	神 崎 和 枝	3番	平 松 俊 一
----	---------	----	---------

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年第3回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

2番 神 崎 和 枝 議員

3番 平 松 俊 一 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に、町長より提案された議件は、議案2件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

議案第57号 大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の一部変更について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第57号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、議案第57号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の一部変更について提案説明申し上げます。

令和元年7月3日、第2回七飯町議会臨時会で議決のあった大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約に一部変更がありましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。

この契約は、本年7月9日から令和2年3月18日までの期間で、現在進めている工事になりますが、既存校舎等の屋根の仕上げを撤去したところ、野地板及び破風の腐食が発見され、当該部位を撤去しなければ屋根の改修に支障が出ることから、屋根下地腐食箇所の撤去及び新設を追加し、工事内容を変更するものでございます。

なお、この契約の変更は、現行予算で対応してまいりますので、契約変更による新たな予算措置などはございません。

それでは、議案の記の下にある表をごらんください。

表の右側の欄が現在の契約になりますが、項目のうち、3、契約金額を変更前の3億4,100万円から3億4,606万円とし、506万円を増額するものでございます。

なお、そのほかの1、契約の目的、2、契約の方法、4、契約の相手方につきましては変更はございません。

簡単ではございますが、提案説明は以上でござ

います。議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松議員。

○3番（平松俊一） 最初に、まず1点確認をさせていただきたいのですけれども、この改修建築主体工事というのは、長寿命化を目指したものなのですか、それとも単に小中学校合体させるための、とりあえずの工事だったのか、その確認をお願いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 今回の建築の改修工事につきましては、大沼中学校にほかの小学校部分をあわせて、義務教育学校として使用することから、長寿命化ではなく、改修を目的とした工事となっております。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この校舎部分の屋根の張りかえは当初設計に入っていたということなのですね。私の知る範囲では、ここの校舎、冬になるたびに巨大なつららができていまして、極端に言うと軒先から地面まで届く、つながるような氷柱ができるような状態でした。この校舎の屋根スラブの上に木下地をつくってトタンを張っているという構造で、30何年経過していて、毎年氷柱ができるようなものであれば、普通に考えれば、下地はとっくにもう、すが漏りで腐っているという時期に入っていると思うのです。

それと、屋根の雪が落ちるときに屋根のトタンも一緒に何か引っ張ってきたりということもあったと思うのですけれども、それは教育委員会、今までの維持管理の情報というのを今回の工事にどの程度反映させたのか。

お聞きしたいのは、例えば体育館だとか、ほかのところは設計に入っていないと思いますけれども、それは追々また何かあったらやるということになるのでしょうかけれども、どうもその辺がしっくりいかない。せつかく3億円幾らの事業費をかけてやるのであれば、やはり屋根ぐらひは、もうトタンは穴あいていますか、軒先のトタンは体育館のほうも穴あいていますから、それを直さず発

注をした。業者が手をかけてみたら下地が傷んでいるので設計変更。この請け負った業者も町内のビックスリー、おまけに地元業者ですから、今までの状況というのは十分推測できる範囲で受注していると思いますので、その辺もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 今、平松議員のほうから御質問がございました、30年経過しているので、そろそろ屋根が腐食するころだったのではないかとこの部分でございましてけれども、まず、今回の工事、実施設計を行う段階で、屋根の部分ですけれども、黙視による確認ということで、外見からは腐食の部分というのは確認できなかったというところがございます。

あと、30年たっているもので、そういうのも想定して工事したほうがよかったのではないかとこのところだったのですが、できるだけ本工事につきましては、変更部位を抑えて、工事費等もできるだけ必要な部分をとこのところで行ってございまして、黙視による確認の部分でやはり終わらせてしまったというところで、そこら辺の中の下地までは確認しなかったというところがございます。

こちらの部分につきましては、やはり想定すべきだったかもしれませんが、黙視による確認を進めてきたということで、あと、必要な部分につきましては、その際に把握できなかったというところで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） おっしゃることはわかるのですけれども、今回は特別難しい工事ではない。それと、30何年経過しているものを、地元業者であれば毎年のように見ているはずですが、これは推測できない範囲ではないですから、普通に考えれば、受注するときに当然こういったものに手がかかるというふうに推測はできて当たり前だということに考えるのですけれども、わずか500万円、設計変更して、今後、例えば今言いましたけれども、体育館とか、そういったものは、また新たに調べて工事を組むということになるということなのですかね。今回は、とりあえず手をかけて

みたら傷んでいるので補正を組みたいと、設計変更したいと。私はそれが納得できないのですけれども、もうちょっと納得できるような説明できないでしょうか。

○議長（木下 敏） 教育長。

○教育長（與田敏樹） 今回、契約変更に至るために、教育委員会としては最善の方法をとってきたというふうに思っていますが、結果としてこういうふうになったということは、私どもとしてやっぱり調査不足ということをお指摘されるのであれば、そこについては受けとめざるを得ないというふうに思っています。

ただ、今後につきましては、これは平松議員が以前からおっしゃっていますように、悪くなる前に現場段階で点検をして、修繕をするということによって長寿命化が図れるのではないかなというように何度もおっしゃっていますので、その考え方については、私どもとしても当然同意をするものでございますので、今後につきましては、大沼中学校だけではなくて、教育委員会として抱えている施設について、今までもそうでありましたけれども、これからは一層そのところに配慮しながら、修繕等については対応していきたいというふうに思っていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、平松議員のほうからも質問ありましたけれども、今回の岳陽学校の件に関して506万円の変更ということなのですけれども、本来、今回の入札にかける前に、町として、どのくらいかかるのかという見積もりといたしますか、予定価格といたしますか、これがどうも表示されなかった。検討されなかったように思うのですけれども、本来ならば調べて、このくらいかかるというのは町自身が把握していて、その予定価格に対してどのような入札になるかという検討がされてしかるべきだと思うのですけれども、その辺についてどうだったのか、もう一度お伺いします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 今回の改修工事につきましては、入札の前に予定価格を検討されていなかったのではということなのですけれども、今回、工事の予定価格につきましては、昨年度行われた実施設計をもとに予定価格のほうを設計しております。

ただ、その段でこちらの屋根の下地が入っていなかったという部分で、今回、設計変更で追加をさせていただきましたけれども、実施設計をもとに工事の内容を設計して、きちんと予定価格も設計をしております。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） こういう予定価格を町が評価するとか、査定するに当たって、町の職員の中にきちっとした専門家、今実際にいるのかどうか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） まず大きくは、実施設計で概算が出てきますけれども、その設計内容をうちの建築技師がおりますので、そちらのほうで北海道の単価だとか、そういう金額的なものも含めて、直す箇所も教育委員会と相談しながら設計していくということで、予定価格も出してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） そういう専門家もいるということでしたら、やっぱりこういった今回の事例は、本当に不祥事になるというような結果だと思えますので、今後こういったことのないように、きちっと見積もりの段階で対応する必要があるのではないかなと思うのですが、その辺についてお伺いします。

○議長（木下 敏） 理事者にお伝えいたします。今回の設計変更になった理由をもうちょっときちっと詳細に、そうしないと質問者もその辺が理解がなかなか難しいと思うので、もうちょっと具体的にきちっと答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 大変失礼いたしました。

た。

まず、今回の工事の内容につきましては、先ほど来申しているとおり、大沼を義務教育学校として使用するに当たり、改修を行って、施設を小学校、中学校の生徒があわせてこれから使っていくというところで、必要な部分を改修するというような工事となっております。

その際に、昨年度実施設計を行って、必要な工事箇所の概算を出しまして、その後、都市住宅課の技師と内容を詰めまして、工事の設計内容を確定しております。

それに基づきまして入札のほうを行っておりますけれども、先ほどから申しましたとおり、その実施設計の段階で、黙視による確認でこちらのほうも済ませてしまったというところで、外側からは屋根の腐食等につきましては確認ができなかったというところで、今回設計の中には入っていないというような経過でございます。

今回、先ほど平松議員の質問にもありましたけれども、30年もたつのであれば腐食している部分が想定されたのではないかというような御質問でしたけれども、今回のこちらのことを教訓に、施設の維持等に努めてまいって、今後はこのようなことがないように、今後の工事発注等に生かしてまいりたいということで考えております。

今回の部分につきましては、入っておりますけれども、今後このようなことで対応してまいりたいということで、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかがございませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点かお尋ねしたいと思います。

まず一つには、この書類を見ましたら赤いところが34カ所色が塗られているということで、恐らく三角屋根のところの両脇だとは思いますが、これが全部、34カ所の根拠というか、どうやって34カ所をチェックしたか。

それから、34カ所の直す範囲内、そこそこによってみんな腐食の度合いだとかは違うと思うので、一律にがばっとやってしまうのか、それともそこそこで、その場所に応じた改修というか修繕

をしていくのか、そこら辺の基本的な考え方。

それから、体育館、野地板のチェックは、話によりますと、黙視ができないということで、それから30年以上たっていれば当然腐食のほうも推測がつくというようなことで、体育館の屋根については全く上がってきていない。

ただ、屋上のほうは取りかえる予定で、その前のあれでは出ていましたけれども、そういうことを考えると、体育館の屋根の野地板の部分、どういう形でオーケー出ているのか、黙視できないにもかかわらず、本当に大丈夫なのかどうか、そこら辺が納得、私はちょっとできないということ。

それから、当然役場のほうで、今回の設計変更については、設計内訳を出していると思っておりますけれども、通常、今、野地板については、耐火野地板というようなことで、単に合板をとってつけるということではなくて、当然公共施設であれば、耐火の野地板を使うとか、あるいは白板についても窯業系の材料を使うとか、恐らくそういうものを当然使ってくるのではないかと思うのですけれども、設計変更分の内訳書についてはどのような野地板とか白板について、材料を使うのか、これについて御説明をお願いしたいということ。

それから、今回の設計変更分が、取りかえ分、これについての金額、当然役場のほうではじき出して、そしてその上で500何万円という設計変更を、金額を出しているという、当然そういう流れだと思うので、設計内訳書の金額、それから、先ほど言ったように、どういう大きさで変えていくのかという、そこら辺との、できれば設計内訳書を出してくれば一番私はわかると思うのだけれども、そこまでは申しませんが、そこら辺のきちとした説明をしていただきたいと思えます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩ということで、今、理事者のほうで答弁調整したいということで、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き再開いた

します。

議案第57号大沼岳陽学校改修建築主体工事請負契約の一部変更についての質疑を続けます。

田村議員の質疑に対する答弁から入ります。

学校教育課長。

○学校教育課長(竹内圭介) 貴重なお時間を費やしてしまい、大変申しわけございませんでした。

それで、御質問があった田村議員の御質問にお答えをしております。

まず、屋根の部分です。34カ所の今回の工書の部分、全部チェックをしたのかというところがございますけれども、今回、工事を行って、屋根のふきかえをする際に、仕上げを剥いだところ腐食が確認されまして、今回、同じように出るかということで、チェックしたところは数カ所チェックしております。全部ではなくて、数カ所をチェックをしまして、そのときに、特に図面で三角になっている雪割りのところがひどく腐食がありましたので、同じように腐食しているであろうということの想定で、こちらの雪割り部分の両脇を特に、主に含めまして34カ所ということで想定をしております。

あと、やる範囲でございますけれども、別添図面にあります赤いところ、この赤く塗られているところが、特に雪割りの両側が特にひどいということで、赤い部分につきまして改修を行うというような予定をしております。

また、改修するに当たっての野地板とか破風の部分、耐火の材料かという部分でございますけれども、まず、破風につきましては、もともと木材を使用しておりますので、改修後もこちらはもともとと同じように木材での新設を予定しております。

野地板につきましては、もともとラワン合板でありましたけれども、こちらは、今度、構造用合板に変更する予定でございます。こちらは強度を考慮して構造用合板にしております。こちらは耐火ではございません。

ただ、建物と屋根、躯体のほうがコンクリートできておまして、こちらの野地板及び破風につきまして、耐火のものでなくても、躯体自体がコンクリートということもございまして、こちら

の設計で問題ないということで設計をしております。

また、体育館の部分です。こちらの屋根の部分はどうなのかということでございますけれども、現在改修を行う校舎棟の屋根の部分なのでございますけれども、こちらは、特に雪割りの部分に腐食が見られてまして、普通はフラットの部分は腐食しないということで、今回、改修箇所に入っておりませんが、体育館の部分につきましても屋根がフラットになっていきますので、すが漏り等も確認できないということで、体育館の屋根の部分につきましては、下地まで恐らくいっていないだろうという想定で、体育館のほうにつきましては改修予定は今のところないということで、御理解いただきたいと思っております。

あと、設計変更の内容でございますけれども、今回行う屋根の下地の撤去と新築工事の部分でございますけれども、内容としましては、まず、腐っている部分を撤去する工事と、あと、新たに野地板、破風、養生を新設する改修工事、そのほか廃棄物の産廃の処理と共通経費等を含めまして、設計上528万円の設計金額となっております。

今回、契約変更は506万円ということになっておりますけれども、こちらの設計金額に当初の契約時の落札率を掛けまして、528万円に当初の落札率を掛けて、今回506万円の契約変更というようなことになっております。

以上です。

○議長(木下 敏) 田村敏郎議員。

○5番(田村敏郎) まず、34カ所というところなのでございますけれども、数カ所チェックして、想定で行いますと。それから、施工範囲については雪割りの部分を中心にやるということと、それから体育館の屋根については大丈夫だろうというような想定だというお話でございましたけれども、想定だとか、あるいは予想だとか、そういうのはわかるのですが、実際、当初見立てた状況と違う部分、雪割りの部分と違っていただけども、もっと上のほうまでぐっとくるというような場合と。それから、先ほどちょっと聞いたのは、34カ所全部を同じ、画一的な改修というのか、そう

いうものを想定しているのかどうかということ。それもちょっとお聞きしたい。

それから、さっき言ったような、大なり小なり、みんな違うと思うのです。そうなると、やはりそこによってまたいろいろ発生したり、想定外のものが出てきたりといったような場合、どういった対処をしていくのかというようなことをまずお聞きしたいと。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） 工事の予定につきましては、今、予定している34カ所につきましては、全部同じように野地板と破風の部分を撤去して、新築するというようなことで考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 34カ所全部同一にやりますということと。

先ほどもう1点聞いたのは、それぞれ想定だとか予想では何でもないとかという話だったので、もしそういうものが実際、例えば体育館は、屋根をたしか塗装するのではなかったですか、張りかえかな、屋根を。張りかえで塗装するのかな。例えば張りかえという話であれば、屋根を剥いで、そしてまた出てきたとかという話になってしまえばどうするのかという話なのです、要は。ですから、ある程度しっかりと見るところは、見るところは見るというのは、金額ではなくて、実際どうなっているのかという、そこをしっかりと見ていかないと、今回のような、不自然ではないのでしょうか、私から見れば非常に納得できないような流れの中ででき上がってきているというふうに受けとめてしまうのです。ですから、先ほど言ったように、黙視できませんでしたという話だけでは、これはやっぱりある程度雪割りのところを剥いでみて、それで何でもなかったとか、何か所かやってみて、やはりこれはだめだとかというならわかるのですけれども、何となく見えなくて、やってみたらこうですというのは非常に、先ほど議論出ていましたから答弁はいいのですけれども、やはりこういうものはしっかりとわかりやすくやっていただかないと、私としても受けとめ

切れないというか、そういう意味では、もう一度、屋体もそうですけれども、今のところはこのとおりでいいかもしれないですけれども、これから、こういう予想です、こういうことで発見できませんでした。ところが発見した場合、予想が覆って、相当傷んでいたというときにはどうするのですか。

つけ加えて、どうするのですかというのは、これから屋体だって屋根のふきかえだとかいろいろやっていくわけですね。そうすると、先ほど言ったように、予想では何でもない、屋体は。だけれども、実際軒下のほうだとか、一定程度腐食している可能性もあるわけです。ですから、そういう場合どういうふうに対処していくのか、そこから辺の考え方だけお聞きしたいと思います。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、私のほうから建設工事担当ということで御説明いたしたいと思います。

まず、体育館のほうなのですけれども、当初設計している段階において、実施設計、黙視によりやっていますということで、体育館の屋根も見える範囲で黙視により、例えば屋上に上って体育館の屋根が見えるところまで行って、見える範囲で黙視して確認してございます。そのときに、校舎の屋根については、さびだとかそういうものがありまして、ここはふきかえが必要であろうと、建設から30年近くたっていますし、ふきかえが必要であるということで、当初設計で、そこはふきかえますと。

ただ、体育館のほうの屋根に関しては、黙視で確認したところ、さびとかそういうのも確認ができなかったものですから、それは今回、上から塗る形になるのですけれども、塗装するという当初の設計に今なっていますので、その下地ではなくて、屋根自体は大丈夫だと。それを塗装してまた長持ちさせるというか、そういう設計になってございます。体育館のほうはそういうような感じですね。

あと、校舎棟のほうなのですけれども、今、赤い部分、設計変更でやりますということで出させていただきました。それは、先ほど申ししていると

おり、何カ所か確認してやっています。最初の実設計の段階では、それこそ黙視において、屋根の中を剥いてみないと下地の腐食状態がわからなかったものですから、下地は大丈夫だろうということでやらせてもらって、ただ、実際に剥いたところ、三角の部分のところ腐食がひどかったと。ふきかえするにも下地のルーフィングを張るにも、押さえるところの木が全然だめで、それは取りかえなければだめだということで、それを何カ所か全体的に見て行って、全部見たわけではないのですけれども、何カ所か見る中で、三角の屋根の軒部分が傷んでいるということで、今回この範囲をさせていただいているところでございます。

この範囲、何でこの範囲なのかというと、まず構造用合板というのは、サイズが一遍が180センチの部分で、その板の範囲で大丈夫だろうというか、当初は黙視で見えていたのですけれども、今は実際に屋根を剥いて、足場も組んでいます。足場も組んで直接その近くで見ているので、180センチあれば大丈夫ということで、今回この部分を直したいということで、ほかに出てきたらどうするのだということもあるのですけれども、現状では、この範囲でいけるのではないかというふうなことで、こういうふうにご設計してございます。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 横田有一議員。

○1番(横田有一) 今、田村議員の質問で、もう出ないのか出るのか、あと、あるのかないのかというのは、今の現状ではありませんというようなニュアンスだったと思うのですけれども、それだったらまずい話で、あるのかないのかということは、今後もうこれは追加でそういうのは一切出ないというのだったら、そういうふうなお答えをしてもらいたいと思います。どうですか。

○議長(木下 敏) 議事進行ではなくて、横田有一議員に申し上げます。

田村議員は、4回目ということで、終わりますということ宣言して今戻りましたので、今のことを確認したいのであれば、質疑をまだ続行しま

すので、同僚議員の質疑に対する答弁ということで質問していただければありがたいのですが。よろしいですか。

それでは、横田有一議員の議事進行は、そういう形で取り扱わせていただきます。

それでは、質疑を続行いたします。質疑ございませんか。

横田有一議員。

○1番(横田有一) 今同僚議員の御質問にありました、あとあるのかないのか、どうなのかということをはっきりとお答えしていただきたいということと。

それから、設計段階で外観検査は黙視のみだったのかどうかということ。少なくとも僕らは前から議会で聞いているのは、たたけるところは、外観で、ハンマーを持って行ってたたいてどうなのかということも、それも含んでいるというふうに聞いていたから、あくまでもそれは2階という状態だからできなかったのか。できなかったというのでしたら、例えば双眼鏡かなんか確認したら、30年も40年もたっているものだったら、当然腐ってきていると僕は思うのですけれども、どうだったのか。

先ほどの質問では、黙視は全部やっていないというようなニュアンスだったけれども、それでいいのかどうか。

先ほど説明にありましたけれども、460万円の追加の工事というのが、積算が何が何でも何がかということをはっきりと聞き取れなかったのですけれども、528万円かかった、出てきたから、それで前の掛け率でいったから506万円にしましたということは、前の掛け率というのは、そういう掛け率であったということによろしいのかどうか。

以上です。

○議長(木下 敏) 都市住宅課長。

○都市住宅課長(寺谷光司) それでは、お答えしてまいります。

まず、あるのかないのかということで、今後。現段階では当初の実設計よりも、足場を組んで実際屋根に近いところまで上がって、これで大丈夫だろうということで考えてございますので、た

だ、その上、剥いだときにそれ以上のものももし何かあった場合には、それはあるかないかというのは、ここで今お話ちょっと。全部屋根を剥いでいないものですから、今やっている工事の途中なものですから断言はできないのでございますけれども、今の現状では、これで大丈夫だというふうに考えてございます。

また、実施設計のときに黙視だけということだったのかということなのですけれども、当然たたいて音の確認だとか、そういうものもやってございます。見える範囲については全て黙視をしている。黙視のできない部分、どうしても見えない部分については、そこはできていない部分もございまして、黙視と打診で確認はしていると。たたける場所は、どうしても足場を組まないと届かないような場所はそういったことはできないのですけれども、現状でできる範囲については、そういうことも行っているということで御理解願います。

また、落札率を掛けてやっているのかということなのですけれども、当初は入札で、地域限定の一般競争入札でやりまして、その結果が落札率が96.75%だったということで、それは設計変更のときに、まず設計を町のほうで、新たに腐食した部分の屋根と木材だとか、そういうものを設計したら528万円になりました。その金額に、設計変更のときの金額の決め方というのがございます。それは北海道の基準の中にもあるのですけれども、それを使いまして、新しい設計、新請負工事価格は、現設計工事価格（税抜き）分の新設計工事価格（税抜き）掛ける現請負工事価格（税抜き）により算出した額というものになってございます。これは、通式として、設計変更する場合はこの計算方法を使いなさいということで決められているものなので、それに従いまして、うちのほうは新たな契約金額を確定しているということで、今回506万円という金額になっていますけれども、そういう形でやってございます。

あと、見えないところについては、もちろん双眼鏡を使いながら確認をとっていたりしてございました。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） さっき聞こうとしたのは、そうではなくて、黙視については、最初3カ所だとかというふうな言い方をしていたのですけれども、最後の答弁では、全部やりましたということだったので、どっちが正しいのかということを知りたいということなのですけれども、そこを明確にしてもらわないと、次の質問に入れないので、申しわけない、そこをただ再度答弁していただきたいと思っております。これ2問目でないです。

○議長（木下 敏） それはまずいので、あるなら全部、2回目でございます。

○1番（横田有一） 議長、それはおかしいと思う。先ほど黙視の数が何カ所なのかということを知りたいと思っております。議事録精査してもらいたいと思っております。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。
議会運営委員会を開催いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き再開いたします。

横田議員の質問の件にかかわる議事録精査について、議会運営委員長長の報告を求めます。

中川委員長。

○議会運営委員長（中川友規） 議会運営委員会で協議した結果、理事者の答弁から入ることに決定いたしました。

以上です。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 大変貴重な時間を費やしてしまい申しわけございませんでした。

それでは、私のほうから答弁してまいります。

先ほど数カ所と申したのは、屋根を直す、下地を直すときに確認した箇所が数カ所ということで確認しているということございまして、実施設計の段階では黙視において全て確認しているということでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほど住宅課長が、現在の状況では大丈夫だろうというふうなニュアンスでしゃべったのですけれども、これというのは、今、設計屋というのは、監理のほうは入っていないのかどうかちょっと教えてください。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 工事監理のほうも委託で入ってございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 監理で入っているならば、今回みたいなことがあった場合に、ほかの場所も全部チェックして、もうこれ以上ないというふうなものをしてもらわなかったら、何のための監理なのかよくわからないと思うので、今の段階ではとかと、今回、そういうような言葉にならないようにやっていただくというのが本来の設計監理の業務だと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 先ほど、もうそれ以上はないであろうということで申しあげましたけれども、今、確かに工事監理委託も入ってございますし、その辺もちゃんとチェックして、できるのではないかとこの議員のおっしゃられている、そういう意図だと思います。確かに工事監理も入っていますし、その辺は大丈夫であろうというのは、何かあるかもしれないというのはあるのですけれども、その屋根の部分に関しては、その発言については、私の勉強不足もあるのかなと思いますので、今後、工事監理の部分も含め、徹底してきちつと言えるような形にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 経済部長。

○経済部長（青山芳弘） 横田議員の質問でございますが、なかなか厳しい、実際の状況としては厳しい状況だと思ってございます。なかなか見えない中で、これを全部明確にするということは、なかなか非常に厳しい状況でございます。その中で、限られた仕様の中でそれぞれ努力してござい

ますので、なるべくそういう事案が発生しないようになることを願うとともに、発生した場合は、やはりこのように議会のほうとも協力しながら、物事に対応していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 今回の岳陽学校統廃合については、耐震化という問題が一番大きなテーマだったので、その点について1点だけ。この契約を変更せざるを得ないというのは、そうは思うので、反対するわけではないのですけれども、先ほど言った野地板とか破風の腐食等は、例えば耐震診査をするような場合に影響する要因なのか、躯体がコンクリートなので耐震のあれについては全く影響ないという回答もあるかと思うのですけれども、物が腐食していたとか、あけてみなければわからなかったというようなことがあります、ちょっと心配なので、その辺について、耐震上、腐食があったとしても、今回直すので心配はないということになるのですけれども、腐食があったという、そのことだけで耐震構造に影響するものかどうか、わかれば教えていただければと思います。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） ただいまの若山議員の御質問でございますけれども、野地板と破風が腐食している部分で耐震に問題があるかというところでございますけれども、こちらの屋根の部分と校舎の躯体の部分は別々で、躯体の部分はコンクリートできておりまして、屋根の部分、今、腐食している部分は、今回改修して腐食部分を取り払って、新たに新設するというところで、耐震上は問題ないと考えております。躯体のほうもコンクリートですので、今までの腐食の部分が建物に影響するということもないということで、こちらのほうでは考えております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 今回の提案について、反対の討論を行いたいと思います。

いろいろお聞きをしましたら、結局ベニヤを30何枚か取りかえるだけの工事です。これくらいであれば、3億円幾らの受注経費の中で取りかえれば済む話ではないのかというのが第一印象です。

それと、この大沼中学校の屋根に関しては、北海道向きではないというふうに地元の業者がかなり前から指摘をしていた屋根が、すが漏りが原因で屋根下地が腐っていたと。これは、役所が認める設計変更であれば、例えば屋根の下地、屋根スラブの上の木を全部取りかえる、もしくは三角の屋根の部分の形の変更をする、こういったことの提案であれば、設計変更として理解できますが、たかがベニヤ30何枚取りかえるのに500万円という町民の血税を追加で出すというのは、どう考えても納得できません。これは業者にとっても推測できる範囲だと。当然受けたら、ここは直すべきだということを理解をした上で入札に参加したものと捉えると私は考えますので、この提案に対しては反対をさせていただきます。

○議長(木下 敏) ほか、討論はありますか。ないのですか、あるのですか。

川上弘一議員。

○16番(川上弘一) 今、反対討論の中で、3億円幾らの工事費がある中で、その中でこういうふぐあいが出た部分の変更を行ったらいいのではないかという討論でございましたけれども、私はそういう立場ではなくて、やはりふぐあい箇所が出れば出たなりに、正規の工事費によってはじき出して請け負ってもらうのが正当な事由だと思いますので、この今回の理事者側の提案については賛成の立場でいます。

以上です。

○議長(木下 敏) ほか、討論ありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第57号大沼岳陽学校改修建築主体工事請

負契約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下 敏) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第58号 令和元年度七飯町一般会計補正予算(第6号)

○議長(木下 敏) 日程第4 議案第58号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、議案第58号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第6号)について御説明を申し上げます。

このたびの補正は、先般10月7日に開催されました七飯町文化功労賞審議委員会において、今年度の七飯町文化功労賞の受賞者に新井満氏が選考されたことに伴い、必要となる経費について補正をするもので、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億76万6,000円とするものでございます。

それでは、7ページの歳出から御説明を申し上げます。

2款総務費1項1目一般管理費は、表彰事業費として、報償費は、文化功労賞報償金20万円、表彰関係記念品代6万9,000円、合わせて26万9,000円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金26万9,000円の追加でございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

川村主税議員。

○13番(川村主税) 何点か質問させていただきます。

今回の文化功労賞ということで、まず、基準、
どういう基準でこういう方が選ばれた、基本的な
部分をまず1点教えてください。

それと、今回、文化功労賞の報償金20万円出
ていますけれども、これもどういう基準で20万
円という金額が設定になって、出す形になったの
か。

過去にこういうふうには報償金が出たケースがあ
るのかを教えてください。まずその2点、お願い
いたします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、お答え
してまいります。

まず、基準につきましては、七飯町の文化功労
賞ということで、一番名誉ある賞でございます。
これにつきましては、七飯町の文化功労賞の審議
委員会、5名いらっしゃいますけれども、5名の
審査により、七飯町に多大な貢献があった方とい
うことで選考されるというところの基準となって
ございます。

20万円の報償金につきましては、条例で設定
されていますので、設定された20万円というこ
との予算化ということでございます。

今まで、文化功労賞ということで35名の方が
今までもらっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今の基準内容の中で、審
議委員会、5名の中で決まったということなので
すけれども、貢献の具体的な内容がもし、どうい
うことで今回、例えばいろいろなボランティアで
やっている方とか、草刈りやったり寄附したりと
か、いろいろな貢献の中で対象になるというのは
わかるのですが、もうちょっと具体的に、
この方がこういう形で町に貢献しているので、今
回対象になりましたとか、もう少し具体的な中身
がわかれば教えてください。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 私のほうからお答えしま
す。

今、手元に選考基準というのがありまして、文
化功労賞の、産業だとか経済だとか文化だとか、

いろいろな多岐にわたる分野です。七飯町にトー
タルとしてどれだけ貢献されたかという形のもの
です。審議会のほうでは、潜在候補者というよう
な方を毎年挙げていると言ったらおかしいので
すが、そういう方がございます。その中で、委員に
お諮りして、この方はどういう分野で、七飯町全
体としてどのくらい貢献されているのだというの
を審議していただきます。その中で出てきた候補
者として、今回、新井満さんが適任ではないかとい
うような考え方の中で、推薦をいただいたとい
うようなことでございます。広く多岐にわたっ
て、七飯町のPR、知名度を出していただいて、
大沼のほうでは、皆さん御存じのとおり「千の風
になって」というような形の中で、大沼の知名度
をアップさせていただいたというようなこともご
ざいまして、文化功労賞の部分について、該当に
ついては、適任の方であろうというような形のも
ので推薦をいただいて、町として決定させていた
だいたというようにございまして、そういうふう
な形で御理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 川村主税議員。

○13番（川村主税） 今、副町長のほうから新
井満さんという言葉が出たのですが、新井満さん
はいろいろな形で貢献していただいていると思
うのですが、実際、仕事の部分で、町から委託
を受けて、そういった仕事で七飯町に携わって
いる部分はよく見かけるのですが、それとはま
た別な意味で七飯町にとって貢献したという
中の判断で今回出しているのか、ちょっとそ
の辺をもしわかれば教えてください。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えします。

私のほうで押さえている部分から申し上げます
と、新井満さん、御存じかと思っておりますが、
芥川賞を受賞した作家の方でございます。芥川
賞が、昭和63年第99回芥川賞に選ばれたと。
「尋ね人の時間」という本だと思いますけれど
も、そういう部分の方がいろいろな経過をもって
有名な方が、作詞の分野だとか作曲だとか、い
ろいろなものを手がけて受けてございます。

そして、平成19年に第49回日本レコード大賞として、作曲賞というような形のものでいただいているのが、「千の風になって」というような形です。この「千の風になって」というときに、同じく七飯町の東大沼のほうに転入していただいたということです。平成19年、同じ時期になりますけれども、七飯町に転入して、それからもう12年、七飯町の住民として溶け込んでいただいているというようなことでございます。

「千の風になって」という部分については、かなり全国的な名曲になってございまして、私どもも名刺だとかいろいろなものにつきまして、「千の風誕生の地」という名称を新井満さんのほうから無償で使わせていただいて、これも有償ではないです。無償で使って、それを一つのPRとしてやらせていただいているというようなことでございます。大沼のほうには石碑といいたいでしょうか、そういう部分の記念碑的なものもシンボルとしてございます。それを目掛けて全国の方が見学に来るとか、そういうものもございます。

東日本大震災のときについては、みずから、無料でチャリティーというような形のもので、七飯町のこういうものを作って寄附しているのですと、広く広めていただいているというような、多岐にわたって、先ほどお金の部分も確かにないわけではないですが、それ以上に七飯町の無料で、七飯町大沼という名前をどんどん出して、発信をしていただいて知名度アップに相当貢献していただいているだろうなと思ってございます。

特に、この文化からいきますと、音楽会にゆかりのある地として新潟市、四国でいうと西条市というところがございますが、そこで「千の風になって」の手紙だとか、そういうもののコンクールをやったりとか、そのほか音楽会をやったりとかというような形のもので、それぞれいろいろなイベントを行っていただいているというようなことです。

そういうことを考えると、非常に七飯町にとって貢献をしていただいているということについては、間違いのない話かと思っておりますので、その点を推薦の大きな理由とさせていただきます。言葉がちよっと足りないかもわかりませ

んけれども、以上のような形のもので、多岐にわたってボランティア的な活動をされているということで、御理解をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） ほかがございますか。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 文化功労賞というのは毎年出ているというのはわかっていますけれども、報償金について、今、具体的に新井満さんという名前が出てきていたのですけれども、新井満さんに20万円全部やるということなのか。もしやるということならば、その20万円というのはどういう根拠で出てくるのかという、根拠というのか基準というのか、先ほど言っていたのですけれども、よくわからないので、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうからお答えしてまいります。

文化功労賞の報償金、今回20万円ということで、これは1人分として20万円ということでございます。この金額につきましては、文化功労賞の条例ということで持っておりますので、その中で20万円を規定しているもので、その金額について今回補正予算を計上しているというところでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 今の文化功労賞の規定なのですが、確かに第3条に、文化功労賞は、賞状及び文化功労賞を授与して表彰するほか、賞金を沿えることができるというところなのですが、どこに出ているのかというのを聞きたいし。その20万円というのがよくわからないので、そこはどのようなふうにして……。

過去にそういう賞金というのをいただいた方がいるのかどうか、お願いします。

○議長（木下 敏） 皆さんに相談したいのですが、暫時休憩、今しようと思うのですが、本日、午後2時から広域連合の議会も予定されておりまして、もし皆さんが協力していただけるの

であれば5分だけ休憩して、お昼の時間ですが、また再開していきたいと思いますが、皆さんどうですか、いいですか。

それでは、12時5分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第58号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第6号）の質疑を続けます。

横田有一議員の質疑に対する答弁から入ります。

副町長。

○副町長（宮田 東） 大変貴重な時間を費やしまして、まことに申しわけございません。

先ほど文化功労賞の関係についての賞金20万円ということですが、その根拠というようなことですが、文化功労賞の賞金を与えるというのは条例上に載っているのですが、金額までは記載となっておりません。その20万円の根拠はとなりますと、かなり古くからの、大変申しわけないのですが、きちっとした資料がないのです、正直なところ。昭和35年から文化功労賞というものがございまして、その当時からずっと来て、既に何十人の方というような形です。

私、今、資料で調べた部分で申し上げますと、平成6年からは間違いなく20万円ずつ払っているというような、功労賞は20万円という規定に基づいてといえましょう、その規定は手元にないのですけれども、20万円というような形の予算で通させていただいて、議決をいただいて支払いをしているというようなことでございます。

そういう形の中で、文化功労賞は20万円だというような、ずっと古くから、既定路線の中でずっと来ているということで、ぜひとも御理解をお願いしたいなと思ってございます。ほかの部分で功労賞の関係はあるのですが、それぞれ基準があって、5,000円だとか1万円だとかあるのですが、今確認したのですけれども、文化功労賞のほうだけ20万円という金額についてはない

ような状況でございます。その辺、もう少し古くから調査をかけないとだめなのですが、御理解いただけるのであれば、その辺も含めて、今回新たにお金の部分だとか物だとか、そういう部分について全部整理して、きちっとわかりやすいものを作成してまいりたいと思いますので、その辺、御理解をお願いしたい。

繰り返し申し上げますが、古くから20万円、間違いなく支払いしているということで、御理解を願いたいなと。差はありません。文化功労賞をいただいた人は20万円と一律で、それについて増減も何もございませんので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

くどいのですが、確認できるのは、平成6年からの分については、予算から決算から20万円払っていると。それ以前についても、調査をしていけば、多分20万円というような形のものがあります。ただ、くどいのですが、昭和35年当時は20万円かどうかというまでは調査し切れないので、その辺については、近年ずっと、昭和年代から20万円というのは、私の記憶の中では、まず間違いないと思っていますので、その点は御理解を願いたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 平成6年から20万円ですという話ですけれども、そういうものがあるのだしたら、きちっと条例なり何なりというものを含めていっていただきたいし。

毎年、文化功労賞の報償金が払っているならば、なぜ今回、当初予算に上げなかったか、こっだけ1点、お願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） お答えします。

文化功労賞の関係につきましては、私ども先ほど答弁させていただきましたが、潜在候補者という形のリストがございまして、それを毎年毎年、文化功労賞の審議会を開きまして、その中で、こういう潜在の方がいますが、ことしはどうでしょうかというような形を諮って、この方がいいのではないですかと推薦をいただいて、町のほうで決定しているというような形のものでございます。

毎年あるわけではなくて、この方はまだ少し、ある程度後ですねとか、そういうような仕方をしている。毎年、潜在候補者がいるから、必ず差し上げるということではないです。それに伴って、実績だとか状況を見ながら、その都度決定させていただく。ですから、毎年あるのではなくて、受賞対象者のない年もあれば、対象とする年もある。今回については新井満さんを表彰したというような形の中で推薦を受けて、その上で決定させていただきたいというようなことでございます。

毎年予算を上げないというのは、あるかないかわからないものと、あと、誰が受賞するのかどうかもわからないものについて、最初から予算をやって行って、後で、なかったから減額するというのも方法なのでしょうけれども、ある程度予算を。受賞者が決定して、議会で議員に御理解をいただいで出すほうがルールとしてはいいのではないかなという考え方の中で、当初から見えていないということがございます。そのような経過の中で、御理解をお願いしたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 毎年出る文化功労賞、原則は出すということなので、僕は出していたきたいと思うし、ことし新たになったからと出すものでないし、違う予算で、例えば町のどこかで行き倒れになった人に対する予算というのは、毎年、使っても使わなくても出しているではないですか。やっぱり同じような考え方でいかなければまずいのではないかと思いますので、そこをどういうふうにするのか、もう一度お願いします。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、お答えします。

ほかの功労者と同じく毎年基準を設けて、毎年差し上げたほうがいいのではないかと考えてございます。

ただ、文化功労賞というのは七飯町で一番の名誉のある賞だと思ってございます。価値のあるものであろうかと思います。この条例においても、いろいろ文化とは学問、芸術、教育、産業、その

他社会の理想を実現するための活動、そのような形の幅広いものでございます。一つの分野にたけていても、なかなか、文化功労賞がいいのかというような形があると思います。やっぱりその都度の部分については、ある程度多岐にわたって御活躍いただいているというような中で決定させていただいているということでございます。そういう部分からすると、毎年毎年というのは、必ず差し上げるというのは、なかなか無理があろうかという形の考え方をしてございますので、今後の検討課題にはなるかと思いますが、潜在の方の名簿を見てもそれだけの人数はございません。

正直、いずれやってもすぐ切れてしまう。次の方といってもすぐ出せません。なかなか難しい面の選考の仕方になるかと思っておりますので、その点については、ある程度御理解を願って、それはなかなか無理だよと。これだけの部分で功績のある人、七飯町で一番の賞というようなことを、貴重といいたいでしょうか、権限として持っていきたいなと思いますので、毎年差し上げなければだめだという形のものからは外してまいりたいという考え方をしておりますので、その点は御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第58号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5

議員の派遣について

○議長（木下 敏） 日程第5 議員の派遣につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長(木下 敏) 以上で、本会議に付議された案件の審議は終了いたしました。

よって、令和元年第3回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 0時24分 閉会

